

十日町西部地区振興会会則

名 称

第 1 条 本会は、十日町西部地区振興会と称し、活動拠点を西部会館とし、事務所機能を会長宅におく。

目 的

第 2 条 本会の目的は、西部地区の振興に寄与する諸施策を策定し、その推進にあたりとともに、地域住民の地位向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

事 業

第 3 条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

1. 地域の福祉向上・教育・文化及びスポーツの振興に関すること
2. 地域の道路等の整備促進・克雪対策に関すること
3. 地域の自主防災・防犯・交通安全対策及び災害時の対応に関する
こと
4. 地域づくりに関する調査・研究、地域の情報収集・情報発信及び
地域コミュニティ向上に関すること
5. 地域の各種事業の請願陳情に関すること
6. 地域住民の親睦融和に関すること
7. その他目的達成のために必要な事項

会 員

第 4 条 本会の会員は次の通りとする。

1. 西部地区の住民とする。
2. その他本会の主旨に賛同するものとする。

役 員

第 5 条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 5 名
3. 委員長及び副委員長 各 5 名
4. 事務局長 1 名
5. 事務局員及び事務局会計担当 若干名
6. 理 事 各町内代表（町内会長または協力員）
常任理事及び指名理事 若干名
7. 評議員 各町内 1 名又は 2 名
8. 青年団体代表 各団体長 1 名
9. 監事 2 名 評議員の中から選出する。

役 員 選 考

第 6 条 本会の役員選考は次の通りとする。

1. 会長・副会長は選考委員会で選出し、総会の承認を得る。
2. 理事は各町内代表（町内会長または協力員）及び会長が指名する常任理事と会長指名理事とする。
3. 評議員は各町内より 1 名又は 2 名選出する。
4. 青年団体代表は各団体長 1 名を選出する。
5. 監事は評議員から選出する。
6. 事務局長・事務局員及び事務局会計担当は会長が指名する。

任 期

第 7 条 本会の役員任期は、会長・副会長・委員長・副委員長・事務局長・事務局員・事務局会計担当・常任理事・指名理事・監事・評議員は 2 カ年とし、町内代表（町内会長または協力員）理事、青年団体代表は 1 カ年とする。但し、再任は妨げない。

任 務

第 8 条 本会の役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長は会長の命を受け事業の執行にあたる。
4. 事務局員会計担当は本会の収支を掌理し、金銭を出納する。
5. 常任・指名理事、青年団体代表は各種振興会事業の企画運営にあたる。
6. 町内代表理事及び評議員は事業計画・予算及び事業報告・決算の承認等必要に応じ会務の審議にあたる。
7. 監事は本会の会計を監査する。

相 談 役・顧 問

第 9 条 本会に相談役を置くことができる。

1. 相談役を置く場合は、常任理事会で協議し会長が委嘱する。

第 10 条 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、地元市議会議員・地元有識者・振興会直前会長とし会長が委嘱する。

会 議

第 11 条 本会の会議は次の通りとする。

1. 総会は年 1 回とし、理事・監事・評議員・青年団体代表で構成する。
臨時総会は、必要に応じ会長が招集する。
2. 理事会は、会長・副会長・町内代表理事・常任理事（正副委員長とする。）で構成し、必要に応じて会長が招集する。
3. 役員会は、相談役、顧問、会長、副会長、委員長、副委員長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

4. 常任理事会は、会長・副会長・常任理事で構成し会長が毎月招集する。
5. 委員会は、委員長・委員・副会長で構成し、委員長が招集し、必要に応じて、会長、事務局長、事務局会計担当を招集する。
6. 監事会は必要に応じ開催する。
7. 会議は、構成員の過半数の出席（委任を含む）で成立し、出席者の過半数で議決する。

役員報酬・賃金及び交通費

第12条 役員に報酬及び賃金を支払うことができる。

1. 会を代表して会議等への出席及び出張した場合に交通費を支給することができる。

委 員 会

第13条 本会の事業を推進するため委員会を置くことができる。

1. 委員会の構成は、担当副会長・委員長・副委員長・委員がこれに当たる。
2. 委員長・副委員長・委員は会長が委嘱する。
3. 委員会は、次の5委員会とする。

ア 総務広報委員会

- ・ 広報誌等による情報発信に関する事
- ・ 道路・克雪対策等の陳情に関する事
- ・ 各種講演会の開催に関する事

イ 地域づくり委員会

- ・ 各種イベントの開催に関する事
- ・ コミュニティーの向上に関する事
- ・ 環境整備に関する事

ウ スポーツ委員会

- ・ スポーツの振興に関する事
- ・ 健康づくりに関する事

エ 防災安全委員会

- ・ 自主防災、災害時の対応に関する事
- ・ 防犯対策、交通安全対策に関する事

オ 社会福祉委員会

- ・ 社会福祉の向上に関する事
- ・ 敬老会の開催に関する事

会 費

第14条 本会の経費は会費及び負担金・寄付金・十日町市交付金・その他の収入を持ってあてる。

1. 会費は年額1,000円とし、毎年4月1日現在の世帯数を対象に徴収する。

2. 負担金は年額 400 円とし、毎年 4 月 1 日現在の世帯数を対象に徴収する。

事業計画・予算及び事業報告・決算

第 15 条 本会の事業計画及び予算は、その分掌に基づき各委員会において作成し、事務局が取り纏め常任理事会において審議する。

1. 事業報告及び決算は、その分掌に基づき各委員会において作成し、事務局が取り纏め常任理事会において審議する。

会 計 年 度

第 16 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

そ の 他

第 17 条 この会則の定めのほか、必要な事項は、別にこれを定める。

付 則

会則の改廃は、常任理事会で決定し、総会の承認を得て効力を発する。

この会則は昭和 62 年 10 月 24 日より実施する。

この会則は平成 2 年 5 月 26 日より実施する。

この会則は平成 4 年 4 月 20 日より実施する。

この会則は平成 8 年 6 月 10 日より実施する。

この会則は平成 12 年 2 月 24 日より実施する。

この会則は平成 14 年 5 月 18 日より実施する。

この会則は平成 16 年 5 月 16 日より実施する。

この会則は平成 20 年 6 月 12 日より実施する。

この会則は平成 22 年 5 月 19 日より実施する。

この会則は平成 24 年 5 月 23 日より実施する。

この会則は平成 27 年 4 月 29 日より実施する。

この会則は平成 31 年 4 月 29 日より実施する。

この会則は令和 2 年 4 月 29 日より実施する。

この会則は令和 6 年 4 月 29 日より実施する。